

「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例の一部改正案」に
対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

平成30年12月17日(月)から平成31年1月16日(水)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例の一部改正案」についての意見・情報の募集を行った結果、2名の方から、計5件の意見・情報が寄せられました。

また、並行して市町等に対する意見聴取を行った結果、意見・情報は寄せられませんでした。

これらの意見等について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を別紙に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

また、意見等の該当ページは、県民政策コメントで公表した「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例新旧対照表（案）」によっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	県民	市町等
全体を通した意見	1	0
改正項目① 指定希少野生動植物種の指定対象の変更	1	0
改正項目② 指定種の指定解除に関する手続の一部簡略化	0	0
改正項目③ 生息・生育地保護区における保護対象となる希少野生動植物種の捕獲等の規制	2	0
改正項目④ 指定希少野生動植物種を対象とした保護増殖事業の実施主体の拡大	1	0
改正項目⑤ 指定外来種等を対象とした防除の実施主体の拡大	0	0
合計	5	0

3 今後の予定

平成31年2月 2月定例会議に上程

4 ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例の一部改正案

別添のとおり

(参考) これまでの経過

平成30年 6月12日	滋賀県環境審議会への諮問
6月19日	滋賀県環境審議会自然環境部会（第1回）
8月 6日	環境・農水常任委員会報告（検討状況について）
9月 11日	野生動植物との共生に関する検討会
9月 18日	滋賀県環境審議会自然環境部会（第2回）
10月 23日	府内各課への改正案に係る意見照会
11月 6日	滋賀県環境審議会自然環境部会（第3回）
11月 6日	滋賀県環境審議会答申
11月 16日	法規審査会
11月 30日～	検察庁協議
12月 17日	県民政策コメント、市町への改正案に係る意見照会（募集開始）
平成31年 1月16日	県民政策コメント、市町への改正案に係る意見照会（募集締切）

1. 県民政策コメントにより寄せられた意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

番号	頁	意見情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
全体を通した意見			
1	一	指定希少野生動植物種である植物 17 種のうち、環境省のレッドリストに入っておらず、県のレッドリストに入っている種が 7 種ある。県のレッドリストを重視するのであれば、県内の特定の地域にしか確認されていないシラヒゲソウやコバノヒルムシロも指定希少野生動植物種に指定することを検討してはどうか。また、指定希少野生動植物種であるイワザクラは現在県内では確認されていないので、指定希少野生動植物種の指定状況について再検討してはどうか。	指定希少野生動植物種の指定にあたつては、専門家を交えた検討会にて検討を行っているところです。今回いただいたご意見につきましては検討会における検討にあたって参考にさせていただきます。
改正項目① 指定希少野生動植物種の指定対象の変更			
2	3	<p>第 15 条と第 16 条の見出しの変更と第 21 条の 2 と第 21 条の 3 の見出しについて</p> <p>①第 15 条と第 16 条の条文中に「指定希少野生動植物種の生きている個体」として「捕獲等」を規定しているので、見出しを変更する必要はないのではないか。</p> <p>②第 21 条の 2 と第 21 条の 3 の「保護対象希少野生動植物種」と区別する場合も「生きている個体の」の表現は不要ではないか。</p> <p>③「指定希少野生動植物種」と「保護対象希少野生動植物種」を区分するために見出しを変更する場合も、第 2 節と第 3 節で節が異なるため、「捕獲等の禁止」と「捕獲等の許可」の見出しが重複しても問題ないのではないか。</p>	<p>①第 15 条および第 16 条における指定希少野生動植物種の捕獲規制と、第 21 条の 2 および第 21 条の 3 における保護対象希少野生動植物種の捕獲規制を区別するために、見出しを変更するものです。</p> <p>②見出しの文言は条文に即して記載しているため、「生きている個体の」と表現しています。</p> <p>③「指定希少野生動植物種」と「保護対象希少野生動植物種」について、節は異なりますが、見出しの表現が重複していることから、規制内容を分かりやすく明示するために見出しを変更するものです。以上のことから、原案のとおりとします。</p>

番号	頁	意見情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
改正項目③ 生息・生育地保護区における保護対象となる希少野生動植物種の捕獲等の規制			
3	6	第 22 条第 7 号の「当該生息・生育地保護区の指定に係る希少野生動植物種の個体の生息または生育に必要なものとして……個体その他の物の捕獲等をすること。」の「個体の生息または生育に必要なもの」とは何を想定しているのか、またその必要なものについての捕獲等を届出制とするのはなぜか。	「当該生息・生育地保護区の指定に係る希少野生動植物種の個体の生息または生育に必要なもの」とは、例えばタナゴ類における二枚貝類（産卵場所）などを想定しています。生息・生育地保護区の指定にあたりタナゴ類を指定した場合、その区域に産卵場所となる二枚貝類も生息していることが不特定多数の方に知られることとなります。そこで、捕獲規制のかからない二枚貝類が乱獲された場合にタナゴ類の保全が図れなくなることが想定されます。したがって、保全に支障のない範囲の行為であるかを事前に確認する必要があるため、届出制としたものです。 なお、同様の規定は種の保存法第 37 条第 4 項第 7 号にも規定されています。
4	6	生息・生育地保護区を改正するにあたり、保護区の区域が地図上のどこに位置し、現地で簡単に確認できるようにするべきではないか。 また、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例は県民に十分理解されていないと思われるので、周知をしっかりと実施してほしい。	生息・生育地保護区の保護対象種や区域は滋賀県ホームページに掲載している他、現地にも標示板を設置しています。 周知につきましては、条例の改正を機に、パンフレットによる広報など、広く県民の方に条例を知りていただけるよう取り組んでまいります。
改正項目④ 指定希少野生動植物種を対象とした保護増殖事業の実施主体の拡大			
5	9	第 26 条第 2 項の「県以外のものは、その行う保護増殖事業について、……認定を受けることができる。」としているが、県以外のものが保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができると自分で判断すれば、認定を受けなくても保護増殖事業が可能となり、実際に事業が適正かつ確実に実施されない場合も想定される。したがって、「県以外のものが行う保護増殖事業は保護増殖指針に適合している旨の認定を受けなければならない」として、責務を負わすべきである。	認定を受けなくても保護増殖活動を実施することができますが、その場合には、指定希少野生動植物種の捕獲等の許可が必要となります。許可にあたっては、当該指定希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがないかどうかや、当該個体を適切に取り扱うことができるかどうかを踏まえ、許可の可否を判断することとされています。また、許可にあたっては当該種の保護のため必要があると認めるときに、必要な限度で条件を付すことができるとされているため、これらにより認定を受けない活動についても適切に実施されるよう、促してまいります。 保護増殖事業の認定制度は、県内におい

		<p>て保護増殖事業の適正な実施が促進されることを期待するものです。認定を受けることにより、実施主体は県が定める保護増殖指針に則り事業を実施されることから、事業を行ううえで必須となる指定希少野生動植物種の捕獲等の禁止が適用除外となり、円滑な事業の実施が可能となるほか、指針に即した事業実施が行われない場合に認定を取り消すこととすることで、適切な事業の実施が期待されます。</p> <p>以上のことから、原案のとおりとします。</p>
--	--	--

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「法」という。）の一部改正により、規制が緩やかな特定第2種国内希少野生動植物種の制度が創設されたことに伴う必要な改正を行うため、およびこれまでの条例の施行状況を踏まえた必要な規定の見直しを行うため、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 指定希少野生動植物種の指定の対象外としている法に規定する国内希少野生動植物種から法に規定する特定第2種国内希少野生動植物種を除外することとします。（第12条関係）
- (2) 指定希少野生動植物種および指定外来種の指定の解除の手続について、これらが法等に基づく国内希少野生動植物種等または特定外来生物となった場合には、手続を簡略化することとします。（第12条および第27条関係）
- (3) 生息・生育地保護区内において、当該生息・生育地保護区の指定に係る希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等を原則禁止することとします。（第21条の2および第21条の3関係）
- (4) 生息・生育地保護区内における当該生息・生育地保護区の指定に係る希少野生動植物種の個体の生息または生育に必要な種の個体その他の物の捕獲等について、新たに届出の対象とすることとします。（第22条関係）
- (5) 知事は、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会の意見を聴いて保護増殖指針を定めることとします。（第25条の2関係）
- (6) 県以外のものが行う保護増殖事業の認定の制度を創設することとします。（第26条および第26条の2関係）
- (7) 県以外のものが行う指定外来種等の防除の認定の制度を創設することとします。（第37条の2および第37条の3関係）
- (8) (3)に違反した者等に対する罰則の規定を追加することとします。（第53条、第54条および第56条関係）
- (9) その他
 - ア この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。ただし、(1)および(2)は、公布の日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に必要な準備行為について定めることとします。

ウ この条例の施行に伴う経過措置を定めることとします。

エ その他必要な規定の整備を行うこととします。

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第7条）</p> <p>第2章 基本計画等（第8条—第11条）</p> <p>第3章 希少野生動植物種の保護に関する規制</p> <p>　　第1節 指定希少野生動植物種（第12条）</p> <p>　　第2節 個体の取扱いに関する規制（第13条—第18条）</p> <p>　　第3節 生息地等の保護に関する規制（第19条—第25条）</p> <p>　　第4節 保護増殖事業（第26条）</p> <p>第4章 外来種による生態系等に係る被害の防止（第27条—第38条）</p> <p>第5章 野生鳥獣種による農林水産業等に係る被害の防止（第39条—第43条）</p> <p>第6章 県民等との協働の推進（第44条—第48条）</p> <p>第7章 雜則（第49条—第52条）</p> <p>第8章 罰則（第53条—第57条）</p> <p>付則</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第7条）</p> <p>第2章 基本計画等（第8条—第11条）</p> <p>第3章 希少野生動植物種の保護に関する規制</p> <p>　　第1節 指定希少野生動植物種（第12条）</p> <p>　　第2節 個体の取扱いに関する規制（第13条—第18条）</p> <p>　　第3節 生息地等の保護に関する規制（第19条—第25条）</p> <p>　　第4節 保護増殖事業（第25条の2—第26条の2）</p> <p>第4章 外来種による生態系等に係る被害の防止（第27条—第38条）</p> <p>第5章 野生鳥獣種による農林水産業等に係る被害の防止（第39条—第43条）</p> <p>第6章 県民等との協働の推進（第44条—第48条）</p> <p>第7章 雜則（第49条—第52条）</p> <p>第8章 罰則（第53条—第57条）</p> <p>付則</p>

前文 省略

第1条から第11条まで 省略

(指定希少野生動植物種)

第12条 知事は、希少野生動植物種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「法」という。）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種および法第5条第1項に規定する緊急指定種である希少野生動植物種を除く。）のうち特にその保護を図る必要があると認めるものを指定希少野生動植物種として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）に係る希少野生動植物種の選定に当たっては、県民等から希少野生動植物種に関する情報の提供を求めるものとする。
- 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、指定をするときは、その旨および指定に係る希少野生動植物種を告示しなければならない。
- 5 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 6 知事は、指定希少野生動植物種の個体の生息または生育の状況の変

前文 省略

第1条から第11条まで 省略

(指定希少野生動植物種)

第12条 知事は、希少野生動植物種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「法」という。）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種（同条第6項に規定する特定第2種国内希少野生動植物種を除く。）および法第5条第1項に規定する緊急指定種（第7項および第21条の2においてこれらを「国内希少野生動植物種等」という。）である希少野生動植物種を除く。）のうち特にその保護を図る必要があると認めるものを指定希少野生動植物種として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）に係る希少野生動植物種の選定に当たっては、県民等から希少野生動植物種に関する情報の提供を求めるものとする。
- 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、指定をするときは、その旨および指定に係る希少野生動植物種を告示しなければならない。
- 5 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 6 知事は、指定希少野生動植物種の個体の生息または生育の状況の変

化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるときはまたは指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

7 第3項から第5項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第13条および第14条 省略

(捕獲等の禁止)

第15条 指定希少野生動植物種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷または損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)から(3)まで 省略

(捕獲等の許可)

第16条 学術研究または繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるときはまたは指定を継続することが適當でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

7 第3項から第5項までの規定 （前項の指定を継続することが適當でないと認めるとき（指定希少野生動植物種が国内希少野生動植物種等となったときに限る。）に該当するものとして指定の解除をしようとする場合にあっては、第3項の規定を除く。） は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第13条および第14条 省略

(指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の禁止)

第15条 指定希少野生動植物種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷または損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)から(3)まで 省略

(指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の許可)

第16条 学術研究または繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2から9まで 省略

第17条から第20条まで 省略

(生息・生育地保護区)

第21条 知事は、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地または生育地およびこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況および生態その他その個体の生息または生育の状況を勘案してその希少野生動植物種の保護のため重要と認めるものを、生息・生育地保護区として指定することができる。ただし、法第36条第1項の規定により生息地等保護区に指定された区域については、当該指定に係る法第4条第3項の国内希少野生動植物種と同一の種を対象とする生息・生育地保護区として指定することはできない。

2から10まで 省略

11 生息・生育地保護区の区域内において次条第1項各号に掲げる行為をする者は、第2項の指針に留意しつつ、希少野生動植物種の保護に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければならない。

(新設)

2から9まで 省略

第17条から第20条まで 省略

(生息・生育地保護区)

第21条 知事は、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地または生育地およびこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況および生態その他その個体の生息または生育の状況を勘案してその希少野生動植物種の保護のため重要と認めるものを、生息・生育地保護区として指定することができる。ただし、法第36条第1項の規定により生息地等保護区に指定された区域については、当該指定に係る法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種と同一の種を対象とする生息・生育地保護区として指定することはできない。

2から10まで 省略

11 生息・生育地保護区の区域内において第22条第1項各号に掲げる行為をする者は、第2項の指針に留意しつつ、希少野生動植物種の保護に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければならない。

(保護対象希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の禁止)

第21条の2 生息・生育地保護区の区域内においては、当該生息・生育地保護区の指定に係る希少野生動植物種(国内希少野生動植物種等である

希少野生動植物種および指定希少野生動植物種を除く。以下「保護対象希少野生動植物種」という。)の生きている個体は、捕獲等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 次条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- (2) 生計の維持のため特に必要があり、かつ、保護対象希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれのない場合として規則で定める場合
- (3) 人の生命または身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

(新設)

(保護対象希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の許可)

第21条の3 生息・生育地保護区の区域内においては、学術研究または繁殖の目的その他規則で定める目的で保護対象希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(新設)

2 第16条第2項から第9項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「第1項」とあるのは「第21条の3第1項」と、「指定希少野生動植物種」とあるのは「保護対象希少野生動植物種」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第21条の3第1項」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第21条の3第2項において読み替えて準用する前項」と、同条第7項中「第5項」とあるのは「第21条の3第2項において読み替えて準用する第5項」と、「前項」とあ

るのは「第21条の3第2項において読み替えて準用する前項」と、同条第8項中「第5項」とあるのは「第21条の3第2項において読み替えて準用する第5項」と、「第6項」とあるのは「第21条の3第2項において読み替えて準用する第6項」と読み替えるものとする。

(行為の届出)

第22条 生息・生育地保護区の区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

(1)から(6)まで 省略

(新設)

2から6まで 省略

(措置命令等)

第23条 (新設)

(行為の届出)

第22条 生息・生育地保護区の区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

(1)から(6)まで 省略

(7) 当該生息・生育地保護区の指定に係る希少野生動植物種の個体の生息または生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をすること。

2から6まで 省略

(措置命令等)

第23条 知事は、第21条の3第1項の許可を受けた者が同条第2項において読み替えて準用する第16条第9項の規定に違反し、または第21条の3第2項において読み替えて準用する第16条第4項の規定により付された条件に違反した場合において、保護対象希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、飼養等のための施設の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(新設)

知事は、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、生息・生育地保護区の区域内において前条第1項各号に掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

2 知事は、前条第1項の規定による届出をしないで同項各号に掲げる行為をした者または同条第2項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって希少野生動植物種の個体の生息地または生育地の保護に支障を及ぼした場合において、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他希少野生動植物種の個体の生息地または生育地の保護のため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(報告徴収および立入検査等)

第24条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、生息・生育地保護区の区域内において第22条第1項各号に掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第21条の3第1項の許可を受けた者がこの条例もしくはこの条例に基づく規則の規定またはこの条例に基づく処分に違反した場合において、保護対象希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすと認めるとときは、その許可を取り消すことができる。

3 知事は、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、生息・生育地保護区の区域内において前条第1項各号に掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

4 知事は、前条第1項の規定による届出をしないで同項各号に掲げる行為をした者または同条第2項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって希少野生動植物種の個体の生息地または生育地の保護に支障を及ぼした場合において、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他希少野生動植物種の個体の生息地または生育地の保護のため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(報告徴収および立入検査等)

第24条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第21条の3第1項の許可を受けている者に対し保護対象希少野生動植物種の個体の取扱いの状況その他必要な事項について、生息・生育地保護区の区域内において第22条第1項各号に掲げる行為をした者に対しその行為の実施状況その他必要な事項について、それぞれ報告を求めるこ

2 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、生息・生育地保護区の区域内の土地に立ち入り、前項に規定する者がした行為の実施状況について検査させ、もしくは関係者に質問させ、またはその行為が希少野生動植物種の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 および4 省略

第25条 省略

(新設)

(新設)

ができる。

2 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、生息・生育地保護区の区域内の土地もしくは保護対象希少野生動植物種の個体の捕獲等に係る施設に立ち入り、保護対象希少野生動植物種の個体、飼養等のための施設、書類その他の物件もしくは生息・生育地保護区の区域内において第22条第1項各号に掲げる行為をした者がした行為の実施状況について検査させ、もしくは関係者に質問させ、またはその行為が希少野生動植物種の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 および4 省略

第25条 省略

(保護増殖指針)

第25条の2 知事は、保護増殖事業（指定希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、その生息地または生育地の整備その他の指定希少野生動植物種の保護を図るための事業をいう。以下同じ。）の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会の意見を聴いて保護増殖事業に関する指針（以下「保護増殖指針」という。）を策定するものとする。

2 保護増殖指針は、保護増殖事業の対象とすべき指定希少野生動植物種ごとに、保護増殖事業の目標、保護増殖事業が行われるべき区域および保護増殖事業の内容その他保護増殖事業が適正かつ効果的に実施され

(新設)

(新設)

(保護増殖事業)

第26条 県は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、保護増殖事業（指定希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、その生息地または生育地の整備その他の指定希少野生動植物種の保護を図るための事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 生息・生育地保護区の区域内の土地の所有者または占有者は、保護

るために必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、保護増殖指針を定めたときは、その概要を告示し、かつ、その保護増殖指針を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第1項および前項の規定は、保護増殖指針の変更について準用する。

(保護増殖事業)

第26条 県は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、保護増殖事業を行うものとする。

2 県以外のものは、その行う保護増殖事業について、そのものがその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができ、およびその保護増殖事業の事業計画が保護増殖指針に適合している旨の知事の認定を受けることができる。

3 知事は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。次条第2項および第3項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

4 第2項の認定を受けた保護増殖事業は、保護増殖指針に即して行われなければならない。

5 第2項の認定を受けた保護増殖事業として実施する行為については、第15条および第22条第1項の規定は、適用しない。

6 生息・生育地保護区の区域内の土地の所有者または占有者は、県の

増殖事業として実施される給餌設備その他の保護増殖事業のために必要な施設の設置に協力するように努めなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(指定外来種)

第27条 省略

保護増殖事業および第2項の認定を受けた保護増殖事業として実施される給餌設備その他の保護増殖事業のために必要な施設の設置に協力するように努めなければならない。

7 知事は、第2項の認定を受けて保護増殖事業を行うものに対し、その保護増殖事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第26条の2 前条第2項の認定を受けて保護増殖事業を行うものは、その保護増殖事業を廃止したとき、またはその保護増殖事業を保護増殖指針に即して行うことができなくなったときは、その旨を知事に通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る前条第2項の認定を取り消すものとする。

3 知事は、前条第2項の認定を受けた保護増殖事業が保護増殖指針に即して行われていないと認めるととき、またはその保護増殖事業を行うものがその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき、もしくは同条第7項に規定する報告をせず、もしくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

(指定外来種)

第27条 省略

2 省略

3 第12条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による指定および前項の規定による指定の解除について準用する。

第28条から第37条まで 省略

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 省略

3 第12条第3項から第5項までの規定 (前項の指定を継続することが適當でないと認めるとき (指定外来種が特定外来生物となったときに限る。) に該当するものとして指定の解除をしようとする場合にあっては、同条第3項の規定を除く。) は、第1項の規定による指定および前項の規定による指定の解除について準用する。

第28条から第37条まで 省略

(県以外のものによる防除)

第37条の2 県以外のものは、その行う指定外来種の個体の防除について、そのものが適正かつ確実に実施することができ、および第34条第2項の計画に適合している旨の知事の認定を受けることができる。

2 知事は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。次条第2項および第3項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

3 第1項の認定を受けた防除は、第34条第2項の計画に即して行われなければならない。

4 第1項の認定を受けた防除として実施する行為については、第28条の規定は、適用しない。

5 知事は、第1項の認定を受けて防除を行うものに対し、その防除の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

第38条から第50条まで 省略

(国等に関する特例)

第51条 国、地方公共団体その他規則で定める公共団体（以下この条において「国等」という。）が行う事務または事業については、第14条、第15条、第20条、第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項および第2項、第28条第1項および第3項、第30条ならびに第33条第1項の規定は、適用しない。

2 国等は、第15条第3号に掲げる場合以外の場合に指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとするときは、規則で定める

第37条の3 前条第1項の認定を受けて防除を行うものは、その防除を中止したとき、またはその防除を第34条第2項の計画に即して行うことができなくなったときは、その旨を知事に通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る前条第1項の認定を取り消すものとする。

3 知事は、前条第1項の認定を受けた防除が第34条第2項の計画に即して行われていないと認めるとき、またはその防除を行うものがその防除を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき、もしくは前条第5項に規定する報告をせず、もしくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第38条から第50条まで 省略

(国等に関する特例)

第51条 国、地方公共団体その他規則で定める公共団体（以下この条において「国等」という。）が行う事務または事業については、第14条、第15条、第20条、第21条の2、第22条第1項、第23条第3項、第24条第1項および第2項、第28条第1項および第3項、第30条ならびに第33条第1項の規定は、適用しない。

2 国等は、第15条第3号に掲げる場合以外の場合に指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、または第21条の

場合を除き、あらかじめ知事に協議しなければならない。

3 省略

第52条 省略

(罰則)

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条の規定に違反した者

(2) 第17条第1項または第23条第2項の規定による命令に違反した者

(3) および(4) 省略

第54条 第16条第4項の規定により許可に付せられた条件に違反した者は、6月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

第55条 省略

2第3号に掲げる場合以外の場合に保護対象希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ知事に協議しなければならない。

3 省略

第52条 省略

(罰則)

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条または第21条の2の規定に違反した者

(2) 第17条第1項または第23条第1項もしくは第4項の規定による命令に違反した者

(3) および(4) 省略

第54条 第16条第4項 (第21条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により許可に付せられた条件に違反した者は、6月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

第55条 省略

第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第8項の規定に違反して許可証または従事者証を携帯しないで捕獲等をした者

(2) から(5) まで 省略

第57条 省略

付則 省略

第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第8項（第21条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して許可証または従事者証を携帯しないで捕獲等をした者

(2) から(5) まで 省略

第57条 省略

付則 省略

